

支給認定基準補足資料

「同居の親族その他の者が保育することができる場合の取り扱いについて」

《国の考え方》

- 新制度では、保護者本人の事由により判断することを基本とする。
- その上で、同居親族等の支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、市町村の判断に基づき、優先度の取り扱いを考慮することを可能とする。また、その際、高齢や要介護など同居親族の心身の状況も併せて考慮することも可能とする。

<国の子ども・子育て会議の中での意見>

- ・郡部で地域の子ども集団が形成できないような場合の保育利用について、同居親族等が保育できない場合の取り扱いは、慎重に検討する必要がある。
- ・現行も65歳以上は同居親族としては扱わないなど、現場でも工夫。基本的には保護者本人の状況により判断すべき。
- ・待機児童が多い地域においては、こうした要素を入所判定上、最終的に加味せざるを得ないことも事実。
- ・同居親族がいることで優先度上減点されることも禁止すべき。
- ・就労の場合は別として、就労以外の場合は親族の状態によっても様々なケースがあり、市町村が認定する際に、ある程度、柔軟に判断する裁量があっても良いのではないか。
- ・本人の事由に基づき判断すること、市町村が地域ニーズに応じて柔軟に対応することに賛成。
- ・同居親族を65歳までと一律に線引きするかどうか、市町村としては運用上工夫が必要など。必要に応じて、優先度上加減できる仕組みが望ましい。

《前回会議での川副委員の意見》

- 減点を避けるための別居も生じている。親族のケア、援助に逆らう仕組みにはすべきでない。10代の親へのケア・自立を促すためにも同居を拒絶する制度は撤廃してほしい。国も保育の必要性を認める制度とした。

《現状》

- 現在の規定では、保育園の入所要件の中に、60歳未満の同居する全ての方が保育に欠ける要件を必要としているが、新制度においては、保護者本人の事由により判断することを基本としている。その中で、入所の優先度を点数化することは必要なことであると考えられる。例えば、同居している人が、保育に欠けるか欠けないかによって、優先度の差をつけることが、公平な選考の観点からも必要であると考えられる。
- 申請者の中には、同居・別居で点数をつけて欲しいというご意見や祖父母または親戚など遠方のため助けてもらえない等の理由から同居・近隣に祖父母や親戚がいる方たちとの差をつけて欲しいとの切実な思いも多く寄せられている。
(同居・近隣に親戚がいれば困った時にすぐに助けてもらい子育てをしている人と、助けてもらいたくても遠方で助けてもらえない環境の中子育てをしている人との現実を理解してもらいたい。)
- 現時点で入所判定の要素としては、同居親族の減点を導入し、保育に欠ける事実を加味せざるをえない現状であると考えられる。